

5 料 金

(1) 水量料金

基本料率	第一種	1m ³ につき 29円	基本水量中、井戸を廃止して転換した水量の2分の1に適用する。ただし、転換水量が200m ³ /日未満の場合は、100m ³ /日までの水量とする。
	第二種	1m ³ につき 64円	基本水量から上記第一種基本水量を控除した水量に適用する。
超過料率		1m ³ につき 158円	基本水量を超えて使用した水量に適用する。

集合住宅	1戸当り1か月127円	第一種基本料率(29円)×4m ³ ×1.10=127円 集合住宅トイレ洗浄用水に適用する。
------	-------------	--

注1) 4m³は、過去の使用実績から算出された1戸1か月当たりの水量である。

注2) 徴収対象者は、上水道の使用量が1か月10m³を超える使用者である。

(2) 水量メータ料金（1か月当たり）

呼び径	料 金	呼び径	料 金
25mm	384円	200mm	6,720円
40mm	576円	250mm	7,680円
50mm	2,304円	300mm	9,600円
75mm	2,688円	350mm	15,360円
100mm	3,072円	400mm	22,080円
150mm	4,992円	450mm	29,760円

(3) 工業用水道料金の変遷

ア 水量料金

(単位 円 / m³)

地区	種 別	適 用	昭和39年8月 ～ 昭和46年3月	昭和46年4月 ～ 昭和50年8月	昭和50年9月 ～ 昭和53年11月	昭和53年12月 ～ 昭和56年10月	昭和56年11月 ～ 平成元年4月分	平成元年5月分 ～ 平成9年4月分	平成9年4月	平成9年5月分 ～
江 東	基 本 料 率	基本水量の全量に適用する。	4.5	4.5	10	14	25	24	江東地区 城北地区 事業統合 に伴う料 金体系の 統一化	
	超 過 料 率	基本水量を超えて使用した 水量に適用する。	8	8	18	25	45	43		
城 北	基 本 料 率	第一種 基本水量中、井戸を廃止し て転換した水量の2分の1 に適用する。 ただし、転換水量が200m ³ / 日未満の場合は、100m ³ / 日までの水量とする。		5.5	15	22	30	29		29
		第二種 基本水量から上記第一種 基本水量を控除した水量 に適用する。		8.5	30	48	67	64		64
	超 過 料 率	基本水量を超えて使用した 水量に適用する。		17		120	165	158		158
	過 料 率	第一段 基本水量を超えて使用した 水量のうち、基本水量の10 %までの水量に適用する。			60					
		第二段 基本水量を超えて使用した 水量のうち、上記第一段水 量を控除した水量に適用す る。			100					
	特 別 料 金		昭和46年9月30日までに井戸 を廃止して工業用水道に転換 したもののについては、基本料 金を昭和47年9月分まで2分 の1に減額する。	基本料金を 50%引きと する。						旧江東地区 に経過措置 料金あり。 (平成11年 3月分まで)

イ 水量メータ料金

(単位 円)

呼び径	昭 和 39 年 8 月 ～ 昭 和 46 年 3 月	昭 和 46 年 4 月 ～ 昭 和 50 年 8 月	昭 和 50 年 9 月 ～ 昭 和 53 年 11 月	昭 和 53 年 12 月 1 日 ～ 昭 和 56 年 10 月 31 日	昭 和 56 年 11 月 1 日 ～ 平 成 元 年 4 月 分	平 成 元 年 5 月 分 ～
25mm	20	100	200	300	400	384
40mm	40	200	300	450	600	576
50mm	150	700	1,200	1,800	2,400	2,304
75mm	150	800	1,400	2,100	2,800	2,688
100mm	150	900	1,600	2,400	3,200	3,072
150mm	430	1,300	2,600	3,900	5,200	4,992
200mm	1,100	1,700	3,500	5,300	7,000	6,720
250mm	1,100	2,100	4,000	6,000	8,000	7,680
300mm	1,100	2,600	5,000	7,500	10,000	9,600
350mm	1,100	3,500	7,500	12,000	16,000	15,360
400mm	3,400	5,700	11,000	17,000	23,000	22,080
450mm	3,400	7,700	15,000	23,000	31,000	29,760